

令和4年度軽自動車税の納税通知書に係る
支払方法の通知誤りについて

令和4年5月14日
郡山市税務部
市民税課
課長 小野 貴裕
TEL：924-2081

5月10日に発送した令和4年度軽自動車税の納税通知書の通知内容に次のとおり誤りがあることが判明しましたので報告します。

- 1 誤りの内容
 - (1) 支払方法を、納付書払いから口座振替払いに変更された納税義務者の皆様へ、誤って納付書払い用の納税通知書を送付しました。(218件)
 - (2) 振替口座を変更された納税義務者の皆様へ誤って、変更前の口座を記載した納税通知書を送付しました。(26件)
- 2 経緯・対応

5月12日の午後、納税通知書が届いた納税義務者の方からの問い合わせにより発覚しました。

このため、誤って通知した納税義務者の皆様に対して5月13日、電話連絡で謝罪するとともに、二重払いを避けるため、送付した納付書で支払わないようお知らせをいたしました。

後日、謝罪文と併せて正しい納税通知書を送付いたします。
- 3 原因

本年1月に稼働した税総合システムでは、納税通知書発行処理の基準日（今回は5月10日）が、口座振替を行う日（今回は5月31日）より前の日である場合、新しい口座情報を参照せず、従前の口座情報で納税通知書を発行する仕様でありました。

このことを、システム担当 SE・市民税課担当職員ともに把握していなかったことから、テスト段階で不具合が発見されず、今回基準日を5月10日に設定して処理を行ったため、口座情報が従前の情報のまま納税通知書を発行し、送付に至ったものであります。
- 4 再発防止策

今後は、納税義務者の皆様の申請内容が正しく反映されるよう、処理基準日にかかるシステムの処理手順等を修正するとともに、税総合システムの全税目において再確認を行い、同様の誤りが発生しないよう徹底した再発防止に努めてまいります。